

## 蒲田工業協同組合賦課金規定

第1条 この組合の組合員は組合定款の定めるところにより毎月賦課金を納入するものとする。

第2条 組合員の賦課金は月額次の通り定める。

従業員数別		月額（現行）
イ.従業員	10名未満	3,500円
ロ.従業員	30名未満	5,000円
ハ.従業員	50名未満	5,500円
ニ.従業員	50名以上	6,000円

第3条 既納の賦課金は総会の議決によるものの他払い戻しない。

第4条 この規定は昭和55年6月1日より実施する。